

12 月 NEWS

1. 制度情報

今回は、令和 2 年分年末調整について、再度変更点のお知らせを致します。

10 月 NEWS でも取り扱いましたが、特に質問が多かったものに関して解説をします。

①提出する各種申告書について

【全員提出】

- ・令和 2 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

【年末調整を受ける人全員提出】

- ・令和 2 年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書（以下基礎控除等申告書）
- ・給与所得者の保険料控除申告書

上記 3 つの申告書は年末調整を受ける方は必ず提出が必要になります。

加えて住宅ローンを組んでいる方（2 年目以降）につきましては、

- ・住宅借入金等特別控除申告書の提出が必要です。

②給与所得者の基礎控除等申告書の記入について

今年から新たな様式となった基礎控除等申告書ですが、内容を見ても理解するのに時間がかかります。記入の仕方についての問い合わせが相次いでいます。

国税庁ホームページに記載例がございますので、こちらを参考にいただければと思います。細かい説明までされていますが、文言がなかなか難しいところもございますので、ご質問・ご相談は随時お受け致します。

③ひとり親控除について

今現在、特に質問自体はあまりないのですが令和 2 年分の年末調整より新しく施行されなかなか周知されていない所得控除です。ひとり親に該当する者は次に掲げる要件を満たすものをいいます。

《適用要件》

- I. その者と生計を一にする子（その年分の総所得金額等が 48 万以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族とされているものを除く。）を有すること
- II. 合計所得金額が 500 万円以下であること
- III. その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者

※いわゆる婚姻届けを提出せずに同居して生計を一にしていること。

III については詳細が国税庁 Q & A に記載がありますのでそちらをご確認ください。

令和 2 年分の改正により、様式や改正等が大きく変わり、戸惑う部分が多くあるかと思えます。特にひとり親控除については自分が要件を満たしているのか分からない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。疑問に思ったことや分からない部分をご質問いただければ幸いです。

2. 12 月の主な税務

12 月の申告や提出の主なものは以下の通りです。

提出期限等	内容
12 月	給与所得の年末調整 調整の時期・・・本年最後の給与の支払いをするとき
12 月 10 日	11 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
1 月 4 日	10 月決算法人の確定申告
1 月 4 日	1 月、4 月、7 月、10 月の決算法人・個人事業者の 3 月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
1 月 4 日	法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
1 月 4 日	4 月決算法人の中間申告
1 月 4 日	消費税の年税額が 400 万円超の 1 月、4 月、7 月決算法人の 3 月ごとの中間申告
1 月 4 日	消費税の年税額が 4,800 万円超の 9 月、10 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 月ごとの中間申告

3. スタッフの一言

今年も残すところ 1 月となりました。事務所内も年末に向けて慌ただしい日々を送っております。ここ最近日中も寒い日が続いておりますが、体調管理には十分留意して、業務に励んで参ります。

担当 浦川